



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)	(取扱課室名)	ページ
○ 規則		
*19 和歌山県農業大学校校則の一部を改正する規則	(経営支援課)	1
○ 教育委員会規則		
*4 市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則		2
○ 告示		
309 和歌山県土地利用基本計画の変更	(地域政策課)	2
310 生活保護法による介護機関の指定	(福祉保健総務課)	3
311 〃	( 〃 )	3
312 〃	( 〃 )	3
313 救急診療所の認定	(医務課)	4
314 平成25年和歌山県告示第323号(保健所使用料の決定)の一部改正	( 〃 )	4
315 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定の失効	(薬務課)	4
316 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事指定薬物の指定の失効	( 〃 )	5
317 木材業者等の登録の変更	(林業振興課)	5
318 保安林予定森林	(森林整備課)	5
319 土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	6
320 〃	( 〃 )	6
321 建築協定区域隣接地の加入	(建築住宅課)	7

## 規 則

### 和歌山県規則第19号

和歌山県農業大学校校則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県農業大学校校則の一部を改正する規則

和歌山県農業大学校校則(昭和58年和歌山県規則第14号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「この規則」の次に「(以下「関係条例等」という。)」を加える。

第24条を第25条とし、第16条から第23条までを1条ずつ繰り下げ、第15条の次に次の1条を加える。

(使用料の納付)

第16条 寮に入寮した者は、使用料を納付しなければならない。

2 使用料の額及びその納付方法は、関係条例等に定めるところによる。

3 使用料の納期及び各納期において納付しなければならない使用料の額は、次のとおりとする。ただし、校長は、やむを得ないと認める場合は、分納を許可することができる。

納期	納付すべき額
前期(4月30日)	4月分から9月分までの使用料
後期(10月31日)	10月分から3月分までの使用料

4 第12条第4項の規定は、第1項の規定による使用料の納付について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第3項」と、「未納授業料」とあるのは「未納使用料」と読み替えるものとする。

5 学年の途中で入寮し、又は退寮する学生について徴収する使用料の額は、月額計算（入寮の日の属する月及び退寮の日の属する月を含む。）するものとする。

別記様式中「第18条関係」を「第19条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

## 教育委員会規則

### 和歌山県教育委員会規則第4号

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月24日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項を次のように改める。

新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、その職務の級について級別資格基準表に定めがある場合にあっては同表に定める資格基準に従い決定するものとする。

第15条第1項中「（職務の級を第11条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者を除く。）」を削る。

第19条を次のように改める。

第19条 削除

第20条第1項を次のように改める。

職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その職務の級について級別資格基準表に定めがあるときにあっては同表に定める資格基準に従い、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級（次の各号に掲げる職務の級に昇格させる場合で教育委員会の定めるときに限り、2級以上上位の職務の級）に決定するものとする。

(1) 小学校、中学校等教育職員給料表の職務の級3級及び4級

(2) 高等学校等教育職員給料表の職務の級3級及び4級

第20条第4項中「による昇格」の次に「（第1項各号に掲げる職務の級に昇格させる場合を除く。）」を加える。

第23条第2項中「前2条」を「前3条」に改める。

第24条の2第1項中「第11条第1項第1号に掲げる職務の級にあってはあらかじめ教育委員会が人事委員会と協議して、その他の職務の級にあっては級別資格基準表」を「その職務の級について級別資格基準表に定めがあるときにあっては同表」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第309号

和歌山県土地利用基本計画の計画図の一部を平成26年3月11日変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、次のとおりその要旨を公表する。

なお、和歌山県土地利用基本計画の変更に係る図書は、和歌山県企画部地域振興局地域政策課において閲覧することができる。

平成26年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

整理 番号	変更地域名	関 係 市町村名	変更部分の面積 (ha)		変更を必要とする理由 (要旨)
			拡 大	縮 小	
1	紀の川森林地域	紀の川市		3	他用途転用により現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
2	橋本森林地域	橋本市		48	他用途転用により現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
3	串本森林地域	串本町		1	他用途転用により現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。

### 和歌山県告示第310号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日
株式会社ヘルシーワーク	大阪市北区天神橋1-6-12	幸生堂薬局	御坊市藤田町吉田627	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	平成 26. 2. 1

### 和歌山県告示第311号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日
株式会社むつみ	田辺市むつみ10番4号	むつみの家	田辺市むつみ10番4号	通所介護・介護予防通所介護	平成 26. 2. 24
社会福祉法人一恵会	有田郡有田川町小川992	特別養護老人ホーム寿楽園	有田郡有田川町小川992	介護老人福祉施設	平成 26. 2. 27

### 和歌山県告示第312号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日
株式会社楽園	海南市大野中701番地1	ライフ・パル	橋本市胡麻生467番地	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 26.3.1
株式会社楽園	海南市大野中701番地1	ライフ・パル	橋本市胡麻生467番地	居宅介護支援事業	平成 26.3.1
株式会社楽園	海南市大野中701番地1	デイサービスセンターライフ・パル	橋本市胡麻生467番地	通所介護・介護予防通所介護	平成 26.3.1

**和歌山県告示第313号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急診療所として次の診療所を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成26年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 奥クリニック
- 2 所在地 紀の川市黒土263番地1
- 3 有効期限 平成29年3月24日

**和歌山県告示第314号**

平成25年和歌山県告示第323号（保健所使用料の決定）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から適用する。

平成26年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

保健所使用料の表1の部（28）の項中「810円」を「790円」に、「960円」を「930円」に改め、同部（31）の項中「120円」を「160円」に改め、同表4の部（1）の項中「1,260円」を「1,270円」に改め、同表5の部中「770円」を「780円」に改め、同表7の部（1）の項中「1,010円」を「980円」に改め、同部（3）の項及び（4）の項中「960円」を「920円」に改め、同部（6）の項中「1,720円」を「1,680円」に改める。

**和歌山県告示第315号**

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第12条第1項の規定により、次のとおり知事監視製品の指定が効力を失うので告示する。

平成26年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 失効する知事監視製品
  - (1) 次の写真に示すとおり、被包に「89」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
  - (2) 次の写真に示すとおり、被包に「DEEP OCEAN SHARK NO.2」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

（次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 失効理由
 

当該知事監視製品が薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第14項に規定する指定薬物に該当するに至ったため
- 3 失効年月日
 

平成26年4月5日

## 和歌山県告示第316号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例(平成24年和歌山県条例第83号)第18条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が効力を失うので告示する。

平成26年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 失効する知事指定薬物

- (1) 化学名 1-フェニル-2-(ピペリジン-1-イル)ブタン-1-オン(通称名 $\alpha$ -PBPピペリジンアナログ)及びその塩類
- (2) 化学名 N-[3-(2-メトキシエチル)-4,5-ジメチル-2(3H)-チアゾールイリデン]-2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパンカルボキサミド(通称名A-836339)及びその塩類

## 2 失効理由

当該知事指定薬物が薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第14項に規定する指定薬物に指定されるに至ったため

## 3 失効年月日

平成26年4月5日

## 和歌山県告示第317号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例(昭和45年和歌山県条例第14号)第4条第1号に掲げる事項の変更について次のとおり届出があった。

平成26年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録者の 氏名又は名称	変更事項	新	旧	変更 年月日
冷水製材所	名称	冷水製材所	株式会社冷水製材所	平成 26.3.3

## 和歌山県告示第318号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡古座川町松根字下モ向1109、1112、1117、字中番向1990

2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 和歌山県告示第319号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り
- 2 土砂災害警戒区域の名称  
佐々木（59）、片串（60）
- 3 土砂災害警戒区域の表示  
次の図書のとおり
- 4 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項  
次の図書のとおり  
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第320号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流、地滑り及び急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域の名称  
森浦1（8-422-1-017）、与根子川右支溪（8-422-1-018）、与根子川右支溪（8-422-1-019）、与根子川右支溪（8-422-1-020）、与根子川左支溪（8-422-1-021-1）、与根子川左支溪（8-422-1-021-2）、与根子川左支溪（8-422-1-022）、与根子川左支溪（8-422-1-023）、与根子川左支溪（8-422-1-024）、森浦2（8-422-1-025）、森浦3（8-422-2-001）、森浦4（8-422-2-002）、与根子川右支溪（8-422-2-003）、与根子川右支溪（8-422-2-004）、与根子川左支溪（8-422-2-005）、森浦5（8-422-2-006）、森浦6（8-422-3-001）、森浦7（8-422-1-901）、太地（183）、森浦（Ⅰ-1965）、森浦2・森浦（Ⅰ-1966）、森浦三軒家・森浦（Ⅰ-1967）、本浦（Ⅰ-1968）、汐入（Ⅰ-2402）、山中（Ⅰ-4709）、本浦2（Ⅰ-4710）、本浦3（Ⅰ-4711）、三軒家1（Ⅱ-8293）、森浦5・森浦（Ⅱ-8294）、森浦6（Ⅱ-8295）、森浦7（Ⅱ-8296）、森浦8（Ⅱ-8297）、森浦9（Ⅱ-8298）、森浦3（Ⅱ-8299）、森浦4（Ⅱ-8300）、本浦4（Ⅱ-8301）、本浦5（Ⅱ-8302）、三軒家2（Ⅲ-4580）、三軒家3（Ⅲ-4581）、三軒家4（Ⅲ-4582）、森浦12（Ⅲ-4583）、森浦13（Ⅲ-4584）、森浦14（Ⅲ-4585）、森浦（101）（Ⅱ-80026）、森浦（102）（Ⅱ-80027）、森浦（103）（Ⅱ-80028）、森浦（104）（Ⅱ-80029）
- 3 土砂災害警戒区域の表示  
次の図書のとおり
- 4 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項  
次の図書のとおり  
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに太地町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第321号

光陽台建築協定の建築協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者より建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定による建築協定に加わる旨の意思の表示が平成26年3月5日にあり、同条第3項の規定により当該土地が建築協定区域の一部となったので、同条第4項の規定により準用する同法第73条第2項の規定により公告する。

なお、建築協定書及び関係図書は、橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸